

松本市告示第106号

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

松本市長 臥雲 義尚

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の未来を担う農業者の確保及び農業経営の安定を図るため、新規就農、経営規模の拡大、生産性向上等に必要な農業機械、生産施設等の導入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

イ 農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者

ウ 認定農業者である経営主と家族経営協定を締結し、農業経営に年間90日以上従事する女性（以下「女性農業者」という。）

(2) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に主たる事務所若しくは本店を置く法人であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

（補助対象機械及び施設）

第3条 補助金の交付対象となる機械及び施設は、次のとおりとする。

(1) 農業経営に必要な農業機械（農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。）で、1台当たりの購入価格が50万円以上のもの

(2) 農産物の生産、選別、調製、貯蔵及び加工に必要な施設の設置に係る経費が50万円以上のもの

(補助金の区分等)

第4条 補助金の区分等は、次のとおりとする。

区分		補助率	上限額	補助回数
認定新規就農者	機械及び施設	2 / 3	200万円	同一補助対象者1回限りとする。
認定農業者	機械	以内	50万円	
	施設		200万円	
女性農業者	機械及び施設		50万円	

2 前項の規定にかかわらず、認定農業者及び女性農業者は、双方同一の補助対象機械及び施設を補助金の交付対象にすることができない。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金変更・中止承認決定書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、第6条の規定による交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告の提出を受けたときは、当該実績報告書等の審査、その他必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 交付決定者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金達成状況報告書（様式第7号）を作成し、事業実施年度の翌年度6月末日までに市長に提出するものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第12条 交付決定者は、当該支援事業に係る財産管理台帳（様式第8号）を作成し、関係する帳簿及び書類とともに、これを備え、整理しておかなければならない。

2 前項に規定する財産管理台帳並びに関係する帳簿及び書類は、補助対象者にあっては補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から次条第2項に規定する期間（次条第1項の規定により処分する財産については承認年月日）が経過するまで、保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 前項の規定は、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、適用しない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付決定者が申請の際に設定し、様式第1号に記載した目標を達成できなかったため、市長が経営改善を図る指導を行ったにもかかわらず経営改善がされないとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(重複補助の排除)

第15条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった事業には、重複して交付しない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金の交付を受けたいので松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 女性農業者					
認定日・認定番号※	年 月 日		認定番号			
年間農業収入	前年	年 (A)	3年後 年の目標 (C)			
	千円		千円			
農業経営の規模	田・畑	作目	申請時 (①)	3年後の目標 (③)	比較 (③-①)	
			a	a	a	
			a	a	a	
	頭数	種別	申請時 (①)	3年後の目標 (③)	比較 (③-①)	
			羽・頭	羽・頭	羽・頭	
年間作業日数（女性農業者）		年間 日				
取得しようとする農業用機械等	名称（見積金額）		（ 円）			
	形式又は規格					
	収納又は設置場所		松本市			
	使用又は設置に必要な許可等の要否及びその有無	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	許可等が必要な時			
			許可等の名称			
			有	取得(許可)日	年	月
無	取得予定時期	年	月頃			

※ 女性農業者にあっては、家族経営協定締結日を記入（添付書類）

- 1 事業計画書、収支予算書、経営改善計画、青年等就農計画又は家族経営協定書の写し
- 2 前年の農業収入がわかる書類
- 3 見積書
- 4 カタログ又は設計図書（平面図、立面図等）
- 5 使用又は設置に許可等が必要な場合は、許可書等の写し（補助金の交付決定後でなければ許可等の取得等ができない場合を除く。）
- 6 市税の滞納がない証明書
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付決定書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付申請について、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ、市長の承認を受けてください。ただし、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とします。
 - (2) 補助事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
 - (3) 交付決定者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金達成状況報告書（様式第7号）を作成し、事業実施年度の翌年度6月末日までに市長に提出してください。また、補助事業に係る財産管理台帳を作成し、関係する帳簿及び書類とともに、これを備え、整理し、保存してください。
- 3 申請者は様式第1号により計画した目標が達成できない場合には経営改善を図る指導を行い、改善がない場合には規則に基づき補助金の返還を命ずる場合があります。
- 4 松本市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のありました松本市未来を担う農業経営者支援事業について、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更・中止したいので承認してください。

記

- 1 中止・変更の内容
- 2 中止・変更の理由

※ 変更の具体的内容がわかる書類を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金変更・中止承認決定書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金の変更・中止について、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、承認します（ただし、補助金 円を 円に変更します。）。

様式第5号（第9条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
報告者 氏 名
電 話

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあり
ました松本市未来を担う農業経営者支援事業を下記のとおり実施しましたので、松本市未
来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記
のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書

※ 注文書、納品書、領収書等その他事業実施状況がわかる書類を添付すること。

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査の結果

様式第6号（第10条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金確定通知書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金について下記のとおり確定しましたので、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金達成状況報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
報告者 氏 名
電 話

松本市未来を担う農業経営者支援事業実施後の達成状況について、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業年度		年度	報告年度	年目	事業内容		
事業費		円		補助金額		円	
年間農業収入	申請の前年	報告時の前年 (A)	申請時に定めた目標 (C)	比較増減 (B-A)		目標達成率 (B/C×100)	
	千円	千円	千円	千円		%	
農業経営の規模の達成状況	田・畑	作目	申請時 (①)	報告時 (②)	申請時の目標 (③)	比較増減 (②-①)	目標達成率 (②/③×100)
			a	a	a	a	%
			a	a	a	a	%
	頭数	種別	申請時 (①)	報告時 (②)	申請時の目標 (③)	比較増減 (②-①)	目標達成率 (②/③×100)
		羽・頭	羽・頭	羽・頭	羽・頭	%	
年間作業日数（女性農業者）			年間 日				

（添付書類）

- 1 前年の年間農業収入のわかる書類（認定新規就農者及び認定農業者）
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

財 産 管 理 台 帳

住 所
氏 名

事業実施年度		事業名		松本市未来を担う農業経営者支援事業 ()									
事業の内容			事業実施期間		経費の配分（円）			処分制限期間		処分の状況		摘 要	
施設・機械名	形式等	設置場所	着 年 月 日	工 完 了 年 月 日	事業費	負担区分			耐用年 数	処分制限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
						助成金	融資額	その他					

- 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
- 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

様式第9号（第13条関係）

松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

年度に取得した財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供）する必要が生じたので、松本市未来を担う農業経営者支援事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり、その承認を申請します。

記

1 承認申請に係る財産の概要

所在地	
構造、企画、規模等	
事業費（円）（うち補助金（円））	
取得年月日	

2 承認申請の理由

--

3 承認申請に係る事項

処分予定時期	
処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供）の概要	処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
	処分に伴う条件等
	処分額又は処分のために必要な改造等の内容及び所要事業費
交換により取得する財産の概要（交換の場合のみ）	所在地
	構造、企画、規模等
	取得予定価格及び取得方法
	利用計画
	交換に伴う条件等

4 添付書類

- (1) 財産管理台帳（様式第8号）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類